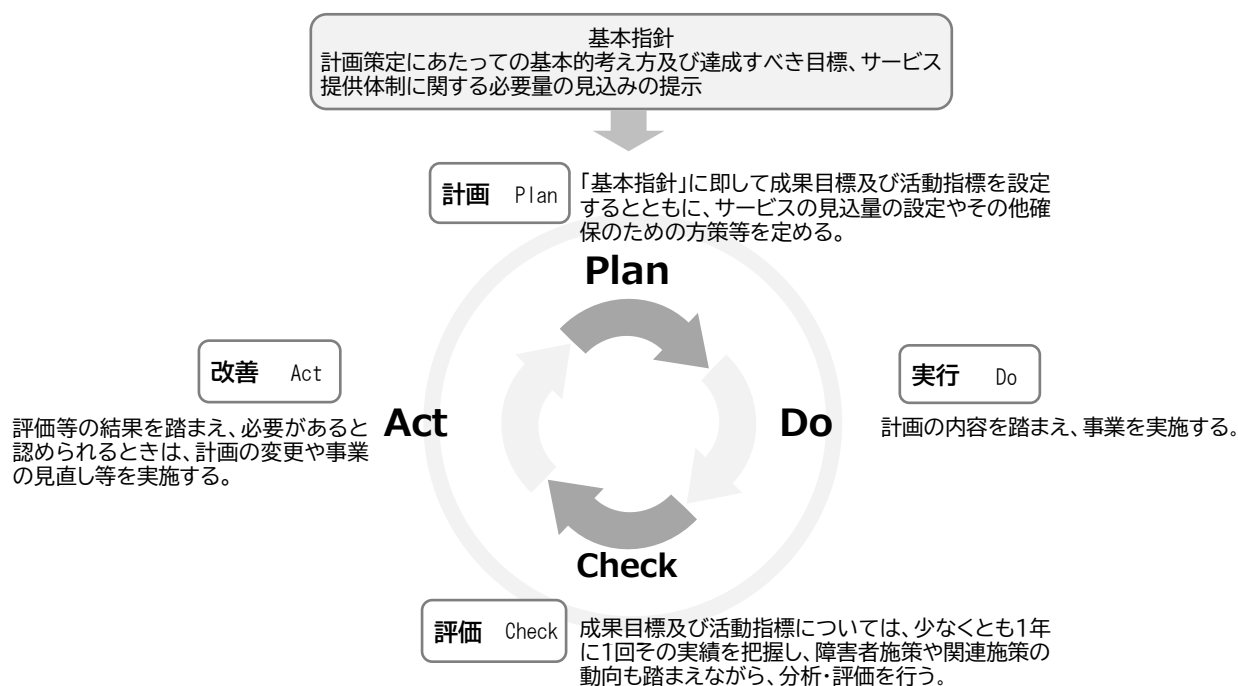


# 第5章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては関係機関・団体、市民等と連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置(PDCAサイクルの導入)を講じることとされており、障害者団体、障害福祉サービス事業者、福祉、医療の関係機関等により構成されている松原市地域自立支援協議会において、計画的な推進について定期的に評価・検証を行い、併せて、障害者団体、障害福祉サービス事業者、医師、福祉関係機関、学識経験者等により構成されている松原市障害者施策推進協議会において、本計画並びに障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議します。



## 2 連携・協力の推進

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等多岐にわたることから、市内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、近隣市との連携も必要です。また、松原市では、平成25年11月にセーフコミュニティの国際認証を受け、全ての人たちが安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進める取組を行っています。また、令和2年9月に松原市手話言語条例を制定し、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進しています。誰もが住みたい、住み続けたい魅力あるまちづくりを進めることが、障害のある人の安心・安全な地域での生活につながるため、本計画を進めるにあたり地域住民との協働の取組を図ります。

### 3 制度の円滑な実施とサービスの質の確保

#### (1) サービス利用援助の充実

障害者が日常生活における様々な問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種の制度を障害者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

#### (2) サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に適切なサービスが提供されるよう指導・援助を行い、サービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービスを実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、大阪府が実施する養成研修会の受講促進等を事業者に働きかけます。

障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。